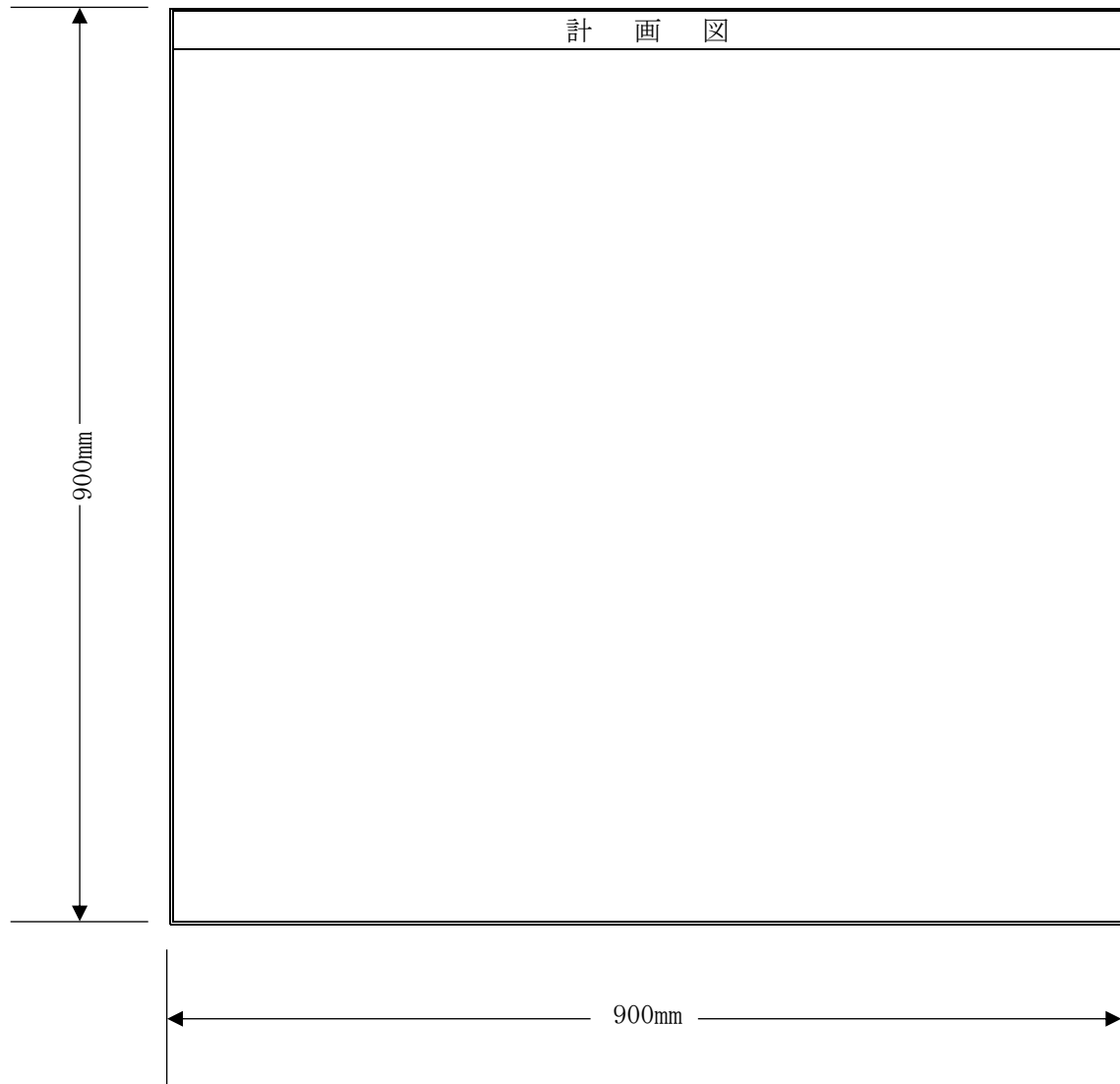


第4号様式(第5条の2)

計 画 図



備考 土地利用計画図及び立面図(2面以上)の各々着色したものを掲示すること。なお、建築を伴わない行為及び条例別表1第7項から第10項までの行為を目的とする場合は、立面図に代えて造成計画平面図及び造成計画断面図(2面以上)の各々着色したものを掲示すること。